

令和5年4月21日 定例教育委員会 会議録	
1 開催日時及び場所	
	・令和5年4月21日(金) 午前10時35分～午後12時40分
	・1703会議室
2 出席者	
教育長 堀 貴 雄	事務局職員
委員 竹 中 裕 紀	副教育長 富 田 剛
委員 野 原 正 美	参与兼義務教育総括監 香 田 静 夫
委員 村 上 啓 雄	教育次長 中 川 敬 三
委員 市 川 祥 子	教育総務課長 関 谷 英 治
委員 打 江 記 代	教育総務課教育主管 秋 場 毅
	教育総務課教育主管 星 野 健
	義務教育課長 青 木 孝 憲
	義務教育課教育主管 山 田 高 秀
	高校教育課長 中 村 有 希
	高校教育課教育主管 石 原 康 秀
	特別支援教育課長 高 井 深 雪
	特別支援教育課管理監 守 屋 朋 伸
	教育研修課長 棚 橋 武 司
	学校安全課長 酒 井 猛
	生徒指導企画監 大 和 谷 淳
	教育管理課長 嶋 崎 敏 幸
	福利厚生室長 田 口 貴 弘
3 議事日程等	
	議第2号、議第5号、議第6号、事務局報告 政策(3)～(6)について、非公開とすることを決定
4 会議録	
	令和5年3月29日開催の定例臨時教育委員会の会議録を承認
5 審議の概要	
	別添のとおり

会 議 録

発言者	発言内容
報第1号 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について	
義務教育課長	<p>教育長に対する権限の委任等に関する規則第四条により専決いただいたので、承認を求めるもの。</p> <p>また、公立の小学校、中学校及び義務教育学校は、各年度の学級数や児童生徒数の増減、学校統廃合や少人数学級の推進によって、校長や教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員の5つの職の種類ごとに定数が変わるため、毎年度改正をしている。</p> <p>今年度の教諭等増減は、少人数学級が国で4年生までが基礎定数となったことから、昨年度比、小学校71増、中学校50増の自然増となった。また、日本語指導教室や通級指導教室等が基礎定数になったことから84増。逆に、加配から基礎定数になったことから66減。中学校においても同様に、教諭等は学級増による増減や、少人数学級を推進したことによる加配増によって50増となっている。</p> <p>養護教諭については、小学校では統廃合によって5校減ったことで5減。逆に中学校では学校数が1増、大規模校になったため複数配置校となり自然増で3増。栄養教諭、学校栄養職員は、統廃合に伴う調理上の減少により、小学校4減となった。事務職員は特別支援学級が増加したり、少人数学級が増えたりしたことにより、小学校で2増、中学校で4増となった。</p>
教育長	報第1号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり承認する。
報第2号 岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について	
教育管理課長	<p>本規則の制定については、教育長に対する権限の委任等に関する規則第四条第1項の規定により教育長の専決を行ったので、その承認を求めるもの。</p> <p>個人情報の保護に関する法律等が令和5年4月1日に改正され、これまで岐阜県個人情報保護条例を根拠として実施されてきた個人情報の開示請求等の手続が、法律を根拠規定とすることになった。</p> <p>これに伴い、「岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例」と「知事が保有する個人情報の保護に関する規則」が新たに制定されたため、これを受けて、県教育委員会においても、新たに規則を制定し必要な事項を定め、従前の規則は廃止した。</p> <p>「2 制定の内容」にあるように、教育委員会が保有する個人情報の保護については、知事が定める規則の例によるものとし、廃止した従前の規則の規定と同様に、知事部局と同様の個人情報の開示手続等を行っていくことにしている。</p> <p>この規則の施行日は、令和5年4月1日である。</p>
教育長	報第2号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり承認する。
議第1号 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について	
教育総務	県立学校の学科改編に伴い所要の改正を行うもの。令和4年度の学科改編に伴い、

課長	在校生が不在となる学科を削除するもの。 この規則の施行日は令和6年4月1日。
村委 上員	加納高校普通科はなくなるのか。
教育総務 課長	全日制普通科である加納高校、羽島高校、池田高校は単位制に変えた。 また、坂下高校は、新たに地域探究科を設けた。
教育長	議第1号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第3号 「令和6年度岐阜県立高等学校入学者選抜」について	
高校教育 課長	令和6年度高等学校入学者選抜の日程について、第一次選抜を令和6年3月5日（火）とし、追検査を令和6年3月11日（月）とした。「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更」に伴い、第一次選抜及び追検査の日程間隔を中5日間空けることにした。 なお、この追検査は、新型コロナウイルス感染症以外にもインフルエンザに罹患する等、やむを得ない理由により検査を受検できなかった受検生のうち、追検査措置の希望者についても従来どおり対象とする。 出願の期間については2月9日（金）から。出願手続きについては、Web上で行う予定である。
打江委員	すべての受検生の家庭でWeb上での出願ができるとは限らないので、その点について支援をお願いしたい。
高校教育 課長	現在計画していることは、Web出願、受検料のキャッシュレス納付、調査書の電子送付の三位一体で出願を行っていくこと。受検生が困らないようにフォローしていきたい。
教育長	高等学校入学者選抜については、中学校とも意見交換をしながら実施しているところだが、Web出願については、一層協力しながら対応していきたい。
竹中委員	参考意見ではあるが、受検生が二次、三次志望を選択できる公立高等学校入試制度を長期的に考えていく必要があるのではないかと。
教育長	「特色化選抜」から二次選抜制に変わって10年以上がたった今、選抜制度について検討していく必要がある。
教育長	議第3号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第4号 「令和6年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考について」及び「令和6年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜について」	
特別支援 課長	「令和6年度特別支援学校高等部入学者選考」の日程について、令和6年度の特別支援学校高等部入学者選考検査は、検査日を令和6年2月15日（木）に設定している。また、特別な事由により選考検査を受検できない生徒に対し、令和6年3月28日（木）までに「特別な事由による検査」を行う。

	次に、「令和6年度の高等特別支援学校入学者選抜」の日程については、検査日を令和6年1月23日（火）に設定した。追検査は、高等学校と同様の考え方で、本検査と追検査の日程間隔を5日間空けることにし、令和6年1月29日（月）を検査日とする。なお、この追検査は、新型コロナウイルス感染症の他にもインフルエンザに罹患する等、やむを得ない理由により検査を欠席した受検生のうち追検査措置を希望する者についても、従来どおり対象とする。
竹中委員	支援が必要な生徒は毎年変わると思われるが、入学定員が弾力的だということによいか。
特別支援課長	例年、中学校等に在籍する特別支援学級の生徒の人数を確認し、推移を把握しながら対応している。
教育長	毎年中学校では教育相談を丁寧に行い、校種間で共有を図っているため、定員を甚だしく上回る受検者数になることはない。
教育長	議第4号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）	
(1) 岐阜県立高等学校の活性化に関する検討まとめ	
教育総務課長	「令和4年度の取組結果」、「令和5年度以降の取組内容と今後の方向性」、及び「令和6年度の学科改編等」の3部構成でまとめたもの。 令和5年度以降、ふるさと教育をより一層充実させ、ICTを活用して生徒が教科・科目の枠を超えた課題の解決に必要な情報収集や分析を行う協働的・探究的な学びを展開していく。 「平成28年度の検討まとめ」において例示した学科改編等が概ね実施できたことから、令和5年度以降、学科改編等は実施していない。 「県立学校活性化の基本方針（グランドデザイン）」策定後の取組みについて、成果と課題についてまとめた。 今年度も、県立高校の活性化に向け、地域や企業との連携を強化しつつ、各学校の特色を鮮明にする事業を通して、活力ある高校づくりを推進していく。
野原委員	各学校の取組みについて目を通した。これまでは講師の話を伺うなど、子供たちは受け身の姿勢で取り組むことが多くあったように思えるが、現在は、自分事として捉えアウトプットできるような姿勢がみられるようになった。そうした姿は、より故郷に愛着がもてるようになることにつながるのではないかと。しかし、先生方はより一層多忙になってしまうのではないかと。
教育総務課長	本取組みは平成29年度から進めてきているものである。各学校が独自で取り組んできているものではあるが、ノウハウを蓄積し、より効果の高いものにしぼって取り組んでいくことをお願いしている。また、昨年度は研修会を開催し、各学校の課題や悩みを出し合い、取組を共有してきた。こうした共有の場を今後も続けていき、効率よく取り組めるようにしていきたい。
教育長	こうした取組みは教員だけでは難しい。地元のNPO等が「ふるさと教育」に対してより関わっていただくことを願っている。
打江委員	ここ数年の高校生の活躍には目を見張るものがある。製品開発などの取組みにおいても、課題解決型として地域で発表するなど、高校生が主体となって取り組んでいる。岐阜県で生まれ育ったことに誇りと自信をもって、様々な場面で活躍してほしい。「ふ

	<p>るさと教育」は、一人一人の子供たちの土台となるものであり、人生の生き方を学べるものでもある。今後も進めていただきたい。</p>
市川委員	<p>「ICT環境を活用した授業の改善」について、授業研究会ではICT機器を活用した授業が展開されているが、普段の授業ではあまり使われていないと聞く。ICTを自分の意思で活用し、より効率的に学べるような「授業の自由度」があるとよいのではないか。</p>
高校教育課長	<p>高校の新しい学習指導要領では、「主体的、対話的で深い学び」を実現させることが謳われているが、実現させるためにはICTの活用は欠かせない。教員研修等で、ICTを活用した授業改善を進めていく必要がある。一方で、授業の中で「知識及び技能」を習得していくことも必要である。授業でどのようにICTを活用していくのか、具体性のある事例集などで広めていきたい。</p> <p>探究の時間、課題研究の時間等は、各学校の教育課程に位置づけている。地域で学ぶ際には、ICTを活用しながら学んでいけるようにしていきたい。</p>
<p>事務局報告（政策）</p> <p>(2) 令和4年度 教職員保健審査会の結果について（まとめ）</p>	
教職員課福利厚生室長	<p>第1部会と第3部会は合同で1回開催した。第2部会は12回開催した。第1部会と第3部会では、審査の結果、要療養、要軽業、要注意という人物はいなかった。647名中通常の勤務を続けながら、要医療という人は37人で、要観察の人は58名あった。就業上、配慮が必要な方はいなかった。</p> <p>第2部会では、精神・神経系疾患により休職している職員が復職しようとする場合の病状についての審査を各部会2名、28人の方の審査を行った。</p> <p>審査結果は、復職可で要軽業、ただし、継続した治療が必要である方が27人。復職可で通常勤務、ただし、継続した治療が必要である方が1人という審査結果となった。</p>
<p>事務局報告（その他）</p> <p>(1) 令和5年第1回岐阜県議会定例会における審議結果について</p> <p>(2) 岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</p> <p>(3) 令和5年度教育委員行事予定表について</p>	
教育総務課長	<p>9人の議員から12件の質問をいただいた。今回は、特別支援教育の充実と環境整備の他、部活動の地域移行の推進、チャットGPTなどの情報技術の発展に伴う情報教育の取組みなど、幅広いご質問をいただいた。</p> <p>令和5年3月13日に開催された「教育警察委員会」では、令和5年度当初予算について審議いただいた。各委員からは、スクールバスの増車による感染症拡大防止対策の実施方針について質疑があり、文部科学省の補助メニューの活用により令和5年度も今年度と同様の対策を継続し、登校時の車内の密を避け、感染リスクの低減を図っていくと答弁した。なお、令和5年当初予算については、原案どおりお認めいただいている。令和5年度教育委員行事予定表については、「教員採用選考試験2次試験実施状況視察」の実施日が、8月16日から17日に変更となった。また、11月11日に実施する「大垣東高校 創立50周年式典」は、9時30分から実施される。</p>
<p>議第2号 令和6年度使用教科用図書の採択について（非公開案件）</p>	
<p>令和6年度使用教科用図書の採択について諮り、可決された。</p>	

本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。
事務局報告（政策）(3) (4) (5) (6) いじめに関する重大事の発生報告について（非公開案件）
いじめに関する重大事態の調査報告について報告がなされた。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。
議第5・6号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。
閉会
午後12時40分、閉会を宣言する。